

七、入職者ニ對シ日給、二十日分ヲ前貸スルコト。  
 但シ之カ償還方法ハ毎月實收入ノ百分ノ五以上トスルコト。  
 八、臨時休業(會社、都合ニ依ル)ノ場合ハ日給金額支給スルコト。

昭和二年十二月二十九日

栗原電機株式會社

代表者

栗原貞雄

争議團代表者

榎戸藤之助

豊田松五郎

立合人

金子健太

市村光雄

労働争議調査表

一、発生日 昭和二年十一月二十二日  
 二、解決月日 昭和二年十二月二十九日  
 三、發生原因 一部野心家ノ煽動ニヨル

四、要求事項

- 一、賃金向上ノ件 勤 現今支給シテハ三ノ歩増ヲ即時支給ニ擬入レ...
- 一、勤續手当制度制定ノ件 勤 勤續一ケ年ニ滿ノハ日給三十日分ヲ支給スル事
- 一、一ケ年以上ハ一ケ月ヲ増ス毎ニ日給三分ヲ加算スル事
- 一、請負制度改正ノ件 請 負仕ノ場合日給ノ倍ニ滿ザル時ハ日給ノ倍...
- 一、請負度改スル事
- 一、今後絶對ニ雇セザル事 解雇ノ場合ハ最低三ケ月分以上ヲ支給スル事
- 一、定期昇給ノ件 年二回最低五錢以上ノ昇給ヲスル事